

第38号議案

伊奈町教育委員会教育長の任命について

伊奈町教育委員会教育長に次の者を任命することについて、同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○○○○

氏 名 豊 田 稔 之

令和7年9月2日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

伊奈町教育委員会教育長の豊田稔之氏の任期が、令和7年9月30日で満了となるため、同氏を再任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、この案を提出するものである。

第39号議案

伊奈町教育委員会の委員の任命について

伊奈町教育委員会の委員に次の者を任命することについて、同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○○○○

氏 名 成 田 弥 寿 子

令和7年9月2日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

伊奈町教育委員会の委員の成田弥寿子氏の任期が、令和7年10月31日で満了となるため、同氏を再任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、この案を提出するものである。

第40号議案

専決処分の承認を求めるについて

令和7年度伊奈町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和7年9月2日提出

伊奈町長 大島 清

提 案 理 由

令和6年度に国が実施した定額減税額が満額に満たない方に対する補足調整給付額に、なおも不足が生じる方に対する給付金の給付において対象者数が確定したことに伴い、緊急に一般会計補正予算を編成する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年8月7日に、令和7年度伊奈町一般会計補正予算（第4号）を専決処分したので、同条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専決第5号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年度伊奈町一般会計補正予算（第4号）（別紙）

令和7年8月7日

伊奈町長 大島 清

令和7年度伊奈町一般会計補正予算（第4号）

令和7年度伊奈町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160, 316千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15, 687, 416千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年8月7日

伊奈町長 大島清

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		2,394,528	160,316	2,554,844
	2. 国庫補助金	384,925	160,316	545,241
歳入	合計	15,527,100	160,316	15,687,416

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. 民 生 費		6,513,970	160,316	6,674,286
	1. 社 会 福 祉 費	3,559,173	160,316	3,719,489
歳 出 合 計		15,527,100	160,316	15,687,416

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の予算額	補正額	計
14. 国庫支出金	2,394,528	160,316	2,554,844
歳入合計	15,527,100	160,316	15,687,416

(歳 出)

(単位 : 千円)

款	補正前の予算額	補 正 額	計	補 正 予 算 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地方債	その他		
3. 民 生 費	6,513,970	160,316	6,674,286	160,316				
歳 出 合 計	15,527,100	160,316	15,687,416	160,316				

2. 歳 入

(款)14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費国庫補助金	213,046	160,316	373,362	1. 総務管理費補助 金	160,316	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
計	384,925	160,316	545,241			

3. 歳出

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明		
				特定財源						
				国県支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉総務費	1,862,576	160,316	2,022,892	160,316						
				160,316			1. 報酬 277	●価格高騰対策定額減税不足額給付金 給付事業（社会福祉課） 160,316		
							10. 需用費 50	1報酬 277 会計年度任用職員報酬		
							11. 役務費 2,589	・基本報酬 10需用費 50		
							18. 負担金、補助及び交付金 157,400	消耗品費 11役務費 2,589 通信運搬費 793 手数料 1,796 18負担金、補助及び交付金 補助金 ・定額減税不足額給付金 157,400		
計	3,559,173	160,316	3,719,489	160,316						

給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(221) 273	238,464	1,026,495	758,780	2,023,739	328,087	2,351,826	
補正前	(221) 273	238,187	1,026,495	758,780	2,023,462	328,087	2,351,549	
比較	(0) 0	277	0	0	277	0	277	

() 内は短時間勤務職員の外書

職員手当の 内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	
		補正後	15,036	64,694	15,020	14,427	690	43,080	
		補正前	15,036	64,694	15,020	14,427	690	43,080	
		比較	0	0	0	0	0	0	
内訳	区分	宿日直 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	その他の 手当 (千円)			
	補正後		278,962	231,055	15,500	7,519			
	補正前		278,962	231,055	15,500	7,519			
	比較		0	0	0	0			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(6) 273	986,994	667,508	1,654,502	328,087	1,982,589	
補正前	(6) 273	986,994	667,508	1,654,502	328,087	1,982,589	
比較	(0) 0	0	0	0	0	0	

() 内は短時間勤務職員の外書

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	
	補正後	15,036	62,716	15,020	13,913	690	43,080	72,797	
	補正前	15,036	62,716	15,020	13,913	690	43,080	72,797	
	比較	0	0	0	0	0	0	0	
	区分	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	その他の手当 (千円)			
	補正後		230,781	190,456	15,500	7,519			
	補正前		230,781	190,456	15,500	7,519			
	比較		0	0	0	0			

この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員で予算の積算の基礎となったものについて記載

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(215)	238,464	39,501	91,272	369,237		369,237	
補正前	(215)	238,187	39,501	91,272	368,960		368,960	
比較	(0)	277	0	0	277		277	

() 内は短時間勤務職員の外書

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補正後		1,978		514			
	補正前		1,978		514			
	比較		0		0			
職員手当の内訳	区分	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	その他の手当 (千円)		
	補正後		48,181	40,599				
	補正前		48,181	40,599				
	比較		0	0				

この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員で予算の積算の基礎となったものについて記載

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明 (千円)	備考 (千円)
給料		給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明 (千円)	備考 (千円)
職員手当		制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区分	分	行政職	技能労務職
令和7年7月1日現在	平均給料月額(円)	311,691	316,537
	平均給与月額(円)	385,312	346,368
	平均年齢(歳)	39	51
令和6年7月1日現在	平均給料月額(円)	301,926	297,270
	平均給与月額(円)	372,401	330,532
	平均年齢(歳)	40	49

イ 初任給

区分	行政職 (円)	技能労務職 (円)	国 の 制 度	
			行政職(一)(円)	行政職(二)(円)
高校卒	201,000	194,200	188,000	185,700
大学卒	225,600	—	220,000	—

ウ 級別職員数

区分	行政職			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和7年7月1日現在	7級	() 10	() 4	2級	() 8	() 100
	6級	() 29	() 11	1級	() 0	() 0
	5級	() 44	() 17			
	4級	() 37	() 14			
	3級	(3) 48	(100) 19			
	2級	() 46	() 18			
	1級	() 43	() 17			
	計	(3) 257	(100) 100	計	() 8	() 100
令和6年7月1日現在	7級	() 10	() 4	2級	() 10	() 100
	6級	() 28	() 11	1級	() 0	() 0
	5級	() 43	() 17			
	4級	(1) 43	(17) 17			
	3級	(5) 44	(83) 18			
	2級	() 41	() 16			
	1級	() 42	() 17			
	計	(6) 251	(100) 100	計	() 10	() 100

() 内は短時間勤務職員の外書

(級別の基準となる職務)

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
行政職	統括監の職務又はこれに相当する職務	課長の職務又はこれに相当する職務	課長補佐の職務又はこれに相当する職務	係長の職務又はこれに相当する職務	主任の職務又はこれに相当する職務	主事の職務又はこれに相当する職務	主事補の職務又はこれに相当する職務

工昇給

区分		合計	代表的な職種	
			行政職	技能労務職
正後	職員数 (A) (人)	264	256	8
	昇給に係る職員数 (B) (人)	239	231	8
	号給数別内訳	2号給 (人)	27	25
		4号給 (人)	212	206
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
		号給 (人)		
比率 (B) / (A) (%)		90.5	90.2	100
正前	職員数 (A) (人)	263	254	9
	昇給に係る職員数 (B) (人)	251	242	9
	号給数別内訳	2号給 (人)	25	24
		4号給 (人)	226	218
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
		号給 (人)		
比率 (B) / (A) (%)		95.4	95.3	100

才 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.200) 2.300	(1.200) 2.300	(2.40) 4.60	有	
補正前	(1.200) 2.300	(1.200) 2.300	(2.40) 4.60	有	
国の制度	(1.200) 2.300	(1.200) 2.300	(2.40) 4.60	有	

() 内は再任用職員

才 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高度 (月分)	その他の 加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域	伊 奈 町 全 域
支 給 率 (%)	5
支 給 対 象 職 員 数(人)	279
国 の 指 定 基 準 に 基 づ く 支 給 率 (%)	5

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	職 種	
		行 政 職	
給 料 総 額 に 対 す る 比 率 (%)	0.07		0.07
支 給 対 象 職 員 の 比 率 (%)	21.51		22.06
代表的な特殊勤務手当の名称	保育士手当、犬猫等死体処理手当、保健師手当		

ケ その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

第48号議案

伊奈町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

伊奈町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成27年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、「当該」の次に「利用」を加え、同条第4項中「第2項の規定により」を「前2項の規定による」に、「を利用した場合」を「が利用できる場合」に改める。

別表第1に次のように加える。

4 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者（本町の住民基本台帳に記録されていない者であって、基幹情報システムにおいて住民とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
5 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の1の項中

「伊奈町重度心身障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する情報（以下「重度心身障害者医療費支給関係情報」という。）又は伊奈町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

を

「

伊奈町重度心身障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する情報（以下「重度心身障害者医療費支給関係情報」という。）又は伊奈町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの

住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの

」

に改め、同表2の項中

「

住民票関係情報であって規則で定めるもの

」

を

「

住民票関係情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

に改め、同表3の項中

「

重度心身障害者医療費支給関係情報であって規則で定めるもの

」

を

「

重度心身障害者医療費支給関係情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

に改め、同表に次のように加える。

4 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」とい
------	---	---

		う。）、障害者関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による妊娠の届出に関する情報、母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る乳幼児健康診査等に関する情報、予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施に関する情報、健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、伊奈町子ども医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する情報（以下「子ども医療費支給関係情報」という。）、重度心身障害者医療費支給関係情報又はひとり親家庭等医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報、母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る乳幼児健康診査等に関する情報、予防接種法による予防接種の実施に関する情報、健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報、児童手当関係情報、子ども医療費支給関係情報、重度心身障害者医療費支給関係情報又はひとり親家庭等医療費

	支給関係情報であって規則で定めるもの
--	--------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年9月2日提出

伊奈町長 大島 清

提 案 理 由

自治体情報システム標準化に伴い、住登外者の情報の管理に関する事務をマイナンバーの独自利用を行う事務として条例に定める必要があるため、本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

第48号議案 参考資料

伊奈町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。</p> <p>(2) 特定個人情報 法<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法<u>第2条第12項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法<u>第2条第14項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p>	<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。</p> <p>(2) 特定個人情報 法<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法<u>第2条第13項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法<u>第2条第15項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5) 特定個人番号利用事務 法<u>第19条第8号</u>に規定する特定個人番号利用事務をいう。</p> <p>(6) 利用特定個人情報 法<u>第19条第8号</u>に規定する利用特定個人情報をいう。</p>
第3条 略	第3条 略

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び町長又は伊奈町教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができます。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 町長又は伊奈町教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができます。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定により特定個人情報を利用した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第5条 略

別表第1（第4条関係）

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び町長又は伊奈町教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができます。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 町長又は伊奈町教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができます。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報が利用できる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第5条 略

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
1 町長	伊奈町子ども医療費支給に関する条例（昭和48年条例第17号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	伊奈町重度心身障害者医療費支給条例（昭和57年条例第17号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	伊奈町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第24号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

執行機関	事務
1 町長	伊奈町子ども医療費支給に関する条例（昭和48年条例第17号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	伊奈町重度心身障害者医療費支給条例（昭和57年条例第17号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	伊奈町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第24号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者（本町の住民基本台帳に記録されていない者であって、基幹情報システムにおいて住民とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
5 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 町長	伊奈町子ども医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 町長	伊奈町子ども医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法

	(昭和 28 年法律第 245 号)、国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)又は地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)をいう。以下同じ。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの		(昭和 28 年法律第 245 号)、国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)又は地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)をいう。以下同じ。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの	
	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係		生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係	

	<p>「情報」という。) であつて規則で定めるもの</p> <p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であつて規則で定めるもの</p> <p>伊奈町重度心身障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する情報（以下「重度心身障害者医療費支給関係情報」という。）又は伊奈町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する情報</p> <p>_____であつて規則で定めるもの</p>		<p>「情報」という。) であつて規則で定めるもの</p> <p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であつて規則で定めるもの</p> <p>伊奈町重度心身障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する情報（以下「重度心身障害者医療費支給関係情報」という。）又は伊奈町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費支給関係情報」という。）であつて規則で定めるもの</p> <p>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以</p>
--	--	--	--

					下「住登外者宛名情報」 という。) であって規則 で定めるもの
2 町長	伊奈町重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」とい	2 町長	伊奈町重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」とい

		<p>う。）であって規則で定めるもの</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>		<p>う。）であって規則で定めるもの</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>
3 町長	伊奈町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって</p>	3 町長	<p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって</p>

		<p>規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>重度心身障害者医療費支給関係情報であって規則で定めるもの</p>		<p>規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>重度心身障害者医療費支給関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの</p>
4 町長		住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの		<p>地方税関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）、障害者関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による妊娠の届出に関する情報、母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る乳幼児健康診査等に関する情報、予</p>

			防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）による予防接種の実施に関する情報、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）による健康増進事業の実施に関する情報、児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、伊奈町子ども医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する情報（以下「子ども医療費支給関係情報」という。）、重度心身障害者医療費支給関係情報又はひとり親家庭等医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報	地方税関係情報、医療保険給付関係情報、介護保	

	<p>の管理に関する事務であ って規則で定めるもの</p>	険給付等関係情報、障害 者関係情報、母子保健法 による妊娠の届出に関す る情報、母子保健法によ る妊産婦又は乳児若しく は幼児に係る乳幼児健康 診査等に関する情報、予 防接種法による予防接種 の実施に関する情報、健 康増進法による健康増進 事業の実施に関する情 報、児童手当関係情報、 子ども医療費支給関係情 報、重度心身障害者医療 費支給関係情報又はひと り親家庭等医療費支給関 係情報であって規則で定 めるもの
--	-----------------------------------	--

第49号議案

伊奈町議会議員及び伊奈町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

伊奈町議会議員及び伊奈町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（令和2年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第13条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の伊奈町議会議員及び伊奈町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和7年9月2日提出

伊奈町長 大島 清

提 案 理 由

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の改正に伴い、選挙運動費用の公費負担の限度額を国の基準に合わせて改定したいので、この案を提出するものである。

第49号議案 参考資料

伊奈町議会議員及び伊奈町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条から第8条まで 略 (選挙運動用ビラの作成の公費の支払)</p> <p>第9条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>第1条から第8条まで 略 (選挙運動用ビラの作成の公費の支払)</p> <p>第9条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第7号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）とする。

第11条及び第12条 略

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第13条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数（1枚未満の端数がある場合には、その端数は、1枚とする。次条において同じ。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、8円38銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第7号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）とする。

第11条及び第12条 略

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第13条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、586円88銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数（1枚未満の端数がある場合には、その端数は、1枚とする。次条において同じ。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの

申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

第14条及び第15条 略

申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

第14条及び第15条 略

第50号議案

伊奈町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(伊奈町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 伊奈町職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第21条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「職員を除く。次条において同じ」に改める。

第22条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第23条第1項及び第2項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第24条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消理由)

第24条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。
(伊奈町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 伊奈町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和54年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「一部」を「全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）」に改める。

(伊奈町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第3条 伊奈町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第17条の2第1項」を「第17条の3第1項」に改める。

第17条の3を第17条の4とする。

第17条の2第1項中「請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)」を「請求等」に改め、同条を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、伊奈町職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第7号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 伊奈町職員の育児休業等に関する条例第25条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を療育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、町規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の伊奈町職員の育児休業等に関する条例第22条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

3 任命権者は、この条例の施行の日前においても、第3条の規定による改正後の伊奈町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、この条例の施行の日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

令和7年9月2日提出

伊奈町長 大島 清

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

第50号議案 参考資料

伊奈町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第4条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに <u>第19条第1項及び第2項</u> <u>_____</u> の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第4条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに <u>第19条第1項から第3項まで及び第5項</u> の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。
第2条から第20条まで 略 (部分休業をすることができない職員)	第2条から第20条まで 略 (部分休業をすることができない職員)
第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して町規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員	第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 (2) 勤務日の日数_____を考慮して町規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員

法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（部分休業_____の承認）

第22条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業_____の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業_____の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が当該特別休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）

法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ_____。）

（第1号部分休業の承認）

第22条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は

_____、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が当該特別休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）

の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。

の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に

掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第23条 職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が部分休業

の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、町規則で定めるところにより給与額を減額して支給する。

第23条 職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、町規則で定めるところにより給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消理由)

第24条 第13条の規定は、部分休業について準用する。

第25条及び第26条 略

(部分休業の承認の取消理由)

第24条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

第25条及び第26条 略

伊奈町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表（第2条関係）

改正前	改正後
<p>第1条から第15条まで 略 (給与の減額)</p>	<p>第1条から第15条まで 略 (給与の減額)</p>
<p>第16条 職員が勤務しないときは、休日である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合（労働組合の業務又は活動に従事するため組合休暇として許可を受けた場合を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>第16条 職員が勤務しないときは、休日である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合（労働組合の業務又は活動に従事するため組合休暇として許可を受けた場合を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>
<p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部_____を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、病気又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>第17条から第21条まで 略</p>	<p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、病気又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>第17条から第21条まで 略</p>

伊奈町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 新旧対照表（第3条関係）

改正前	改正後
第1条から第14条まで 略 (介護休暇)	第1条から第14条まで 略 (介護休暇)
第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他町規則で定める者（ <u>第17条の2第1項</u> において「配偶者等」という。）で負傷、病気又は老齢により町規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、町規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えて、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他町規則で定める者（ <u>第17条の3第1項</u> において「配偶者等」という。）で負傷、病気又は老齢により町規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、町規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えて、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。	2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。
3 介護休暇については、伊奈町職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。	3 介護休暇については、伊奈町職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第16条 略

第16条 略

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、伊奈町職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第7号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（3）伊奈町職員の育児休業等に関する条例第25条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を療育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、町規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）

(次号において「育児期両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）

において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 (勤務環境の整備に関する措置) <u>第17条の3</u> 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置 第18条及び第19条 略	において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 (勤務環境の整備に関する措置) <u>第17条の4</u> 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置 第18条及び第19条 略
---	---

第51号議案

伊奈町税条例の一部を改正する条例

伊奈町税条例（昭和29年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を伊奈町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るもの）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「有する者に限る。」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを

含む。以下この条において同じ。) に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるものの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、

同号ただし書の規定は、適用しない。

- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目るもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の伊奈町税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(町民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係

るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

- 3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の伊奈町税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、伊奈町税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1） 伊奈町税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2） 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

令和7年9月2日提出

伊奈町長 大島清

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）が改正されたため、本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

第51号議案 参考資料

伊奈町税条例 新旧対照表

改正前	改正後
第1条から第17条まで 略 (公示送達)	第1条から第17条まで 略 (公示送達)
第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、 _____	第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、 <u>公示事項</u> <u>(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)</u> を <u>地方税法施行規則</u> （昭和29年總理府令第23号。以下「 <u>施行規則</u> 」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を伊奈町公告式条例（昭和25年条例第7号）第2条に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を伊奈町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものとの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。
伊奈町公告式条例（昭和25年条例第7号）第2条に規定する掲示場に掲示して行う _____	伊奈町公告式条例（昭和25年条例第7号）第2条に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を伊奈町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものとの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。
_____ ものとする。	_____
第18条の2 略 (納税証明事項)	第18条の2 略 (納税証明事項)
第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年總理府令第23号。以下「 <u>施行規則</u> 」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により種別割を滞	第18条の3 施行規則 _____ 第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により種別割を滞

納している場合においてその旨とする。

第18条の4から第34条まで 略
(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第34条の3から第36条まで 略
(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所

納している場合においてその旨とする。

第18条の4から第34条まで 略
(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第34条の3から第36条まで 略
(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所

得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るもの）を除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額

の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の左欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前

得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るもの）を除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るもの）を除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の左欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前

年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の左欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、町長の定める様式による。

- 3 町長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかった場合において、町民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかった者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を町長の指定する期限までに提出させることができる。
- 4 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を町長に提出しなければならない。
- 5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を町長に提出することができる。
- 6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受け

年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の左欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、町長の定める様式による。

- 3 町長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかった場合において、町民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかった者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を町長の指定する期限までに提出させることができる。
- 4 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を町長に提出しなければならない。
- 5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を町長に提出することができる。
- 6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受け

た給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で町内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

7 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

8 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、町内に有する事務所、事務所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個

た給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で町内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

7 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

8 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、町内に有する事務所、事務所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個

人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

第36条の3 略

（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

（1）当該給与支払者の氏名又は名称

（2）所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

（3）扶養親族_____の氏名

人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

第36条の3 略

（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

（1）当該給与支払者の氏名又は名称

（2）所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

（3）扶養親族又は特定親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

- 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。
- 3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。
- 4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたとき

(4) その他施行規則で定める事項

- 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。
- 3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。
- 4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたとき

は、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者

は、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者

(退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）_____

_____を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) 扶養親族_____の氏名
- (4) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないと

(退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないと

きは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に経由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第36条の4から第148条まで 略

附 則

きは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に経由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第36条の4から第148条まで 略

附 則

第1条から第16条の2まで 略

第1条から第16条の2まで 略

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号才に掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（1）葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である

場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

第16条の3から第25条まで 略

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

第16条の3から第25条まで 略

第52号議案

伊奈町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

伊奈町重度心身障害者医療費支給条例（昭和57年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める2級の障害を有するもの

第2条に次の1項を加える。

4 この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定により公費負担された医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号の精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者で、精神通院医療に該当する医療費を自己負担したが公費負担が発生しなかった場合を含む。）をいう。

第3条第1項第1号ア中「（平成17年法律第123号）」を削る。

第4条第1項中「加えた額」の次に「（次の各号に掲げるものを除く。）」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金に医療保険各法の規定による食事療養又は生活療養に係る標準負担額の2分の1に相当する額を加えた額

(2) 第2条第1項第6号に規定する重度心身障害者に係る精神通院医療費以外の一部負担金

第4条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の伊奈町重度心身障害者医療費支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の診療に係る助成金の支給について適用し、施行日前の診療に係る助成金の支給については、なお、従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例の規定による受給資格の登録、受給者証の交付等に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

令和7年9月2日提出

伊奈町長 大島 清

提 案 理 由

重度心身障害者医療費助成金支給対象者の範囲を拡大するため、本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

第52号議案 参考資料

伊奈町重度心身障害者医療費支給条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該身体障害者手帳を所持していない者で、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5に定める1級、2級又は3級の障害を有するもの</p> <p>(2) 埼玉県療育手帳制度要綱(平成14年埼玉県告示第1365号)に基づく療育手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該療育手帳を所持していない者で、同要綱で規定する「(A)」、「A」又は「B」の障害を有するもの</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者</p>	<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該身体障害者手帳を所持していない者で、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5に定める1級、2級又は3級の障害を有するもの</p> <p>(2) 埼玉県療育手帳制度要綱(平成14年埼玉県告示第1365号)に基づく療育手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該療育手帳を所持していない者で、同要綱で規定する「(A)」、「A」又は「B」の障害を有するもの</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者</p>

福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

- (4) 65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)別表で定める程度の障害の状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けているもの
- (5) 75歳以上の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にある旨の町長の認定を受けているもの

- 2 この条例において「医療保険各法」とは、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び社会保険各法をいう。
- 3 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。

福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

- (4) 65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)別表で定める程度の障害の状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けているもの
- (5) 75歳以上の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にある旨の町長の認定を受けているもの
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める2級の障害を有するもの
- 2 この条例において「医療保険各法」とは、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び社会保険各法をいう。
- 3 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。
- 4 この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条の規定により公費負担された医療

(対象者)

第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）町内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）

ア 他の市町村（特別区含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する入所による介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所、入院又は入居している者

イ 他の市町村から援護を受け、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者

費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号の精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者で、精神通院医療に該当する医療費を自己負担したが、公費負担が発生しなかった場合を含む。）をいう。

(対象者)

第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）町内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）

ア 他の市町村（特別区含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律_____第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する入所による介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所、入院又は入居している者

イ 他の市町村から援護を受け、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者

- ウ 他の市町村長が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号の規定により、同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者
- エ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、共同生活援助を行う住居に入所させて障害福祉サービスの提供を委託している者
- オ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者
- カ 他の市町村長が知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者
- キ 他の市町村長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、障害者支援施設等に入所させてその更生援護を行うことを委託している者
- ク 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、指定障害児入所施設等に入所している者（対象者が18歳以上の者にあっては、当該対象者が満18歳となる日の前日に当該対象者の保護者であった者（以下「保護者であった者」という。）が町内に住所を有していた者を除く。ただし、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が住所を有し

- ウ 他の市町村長が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号の規定により、同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者
- エ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、共同生活援助を行う住居に入所させて障害福祉サービスの提供を委託している者
- オ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者
- カ 他の市町村長が知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者
- キ 他の市町村長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、障害者支援施設等に入所させてその更生援護を行うことを委託している者
- ク 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、指定障害児入所施設等に入所している者（対象者が18歳以上の者にあっては、当該対象者が満18歳となる日の前日に当該対象者の保護者であった者（以下「保護者であった者」という。）が町内に住所を有していた者を除く。ただし、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が住所を有し

ないか、又は保護者であった者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において町内にあった者を除く。対象者が18歳未満の者にあっては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け町内に住所を有する者を除く。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しないか又は明らかでない場合は、保護者の現在地が町内にある者を除く。)

ヶ 国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされる者

コ 高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合は除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者

(2) 伊奈町から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本町の区域外に設置されている障害者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所、入院又は入居している者（共同生活援助を行う住居への入居者を含む。）

ないか、又は保護者であった者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において町内にあった者を除く。対象者が18歳未満の者にあっては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け町内に住所を有する者を除く。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しないか又は明らかでない場合は、保護者の現在地が町内にある者を除く。)

ヶ 国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされる者

コ 高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合は除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者

(2) 伊奈町から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本町の区域外に設置されている障害者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所、入院又は入居している者（共同生活援助を行う住居への入居者を含む。）

- (3) 伊奈町から援護を受け、本町の区域外に設置されている介護保険法第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者
- (4) 町長が老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、本町の区域外に設置されている同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者
- (5) 町長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、本町の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者
- (6) 町長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、本町の区域外に設置されている障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者
- (7) 町長が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、本町の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者
- (8) 町長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、本町の区域外に設置されている障害者支援施設等又はのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託している者
- (9) 埼玉県から児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、本町の区域外に設置されている指定障害児入所施設等に入所している者（対象者が18歳以上の者にあっては、当該対象者が満18歳と

- (3) 伊奈町から援護を受け、本町の区域外に設置されている介護保険法第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者
- (4) 町長が老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、本町の区域外に設置されている同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者
- (5) 町長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、本町の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者
- (6) 町長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、本町の区域外に設置されている障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者
- (7) 町長が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、本町の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者
- (8) 町長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、本町の区域外に設置されている障害者支援施設等又はのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託している者
- (9) 埼玉県から児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、本町の区域外に設置されている指定障害児入所施設等に入所している者（対象者が18歳以上の者にあっては、当該対象者が満18歳と

なる日の前日に保護者であった者が町内に住所を有していた者に限る。ただし、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が住所を有しないか、又は保護者であった者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において町内にあった者に限る。対象者が18歳未満の者にあっては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け町内に住所を有する者に限る。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しないか又は明らかでない場合は、保護者の現在地が町内にある者に限る。)

(10) 国民健康保険法第116条の2の規定により、町内に住所を有するものとみなされる者

(11) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、同条に定める入院、入所又は入居前に町内に住所を有していた者

(12) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、町内に住所を有するものとみなされていた者

(13) その他町長が特に必要があると認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護

なる日の前日に保護者であった者が町内に住所を有していた者に限る。ただし、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が住所を有しないか、又は保護者であった者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において町内にあった者に限る。対象者が18歳未満の者にあっては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け町内に住所を有する者に限る。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しないか又は明らかでない場合は、保護者の現在地が町内にある者に限る。)

(10) 国民健康保険法第116条の2の規定により、町内に住所を有するものとみなされる者

(11) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、同条に定める入院、入所又は入居前に町内に住所を有していた者

(12) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、町内に住所を有するものとみなされていた者

(13) その他町長が特に必要があると認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護

を受けている者

- (2) 児童福祉法第6条の3に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者
 - (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者
 - (4) 重度心身障害者になった年齢が65歳以上の者。ただし、前条第1項第4号又は第5号に規定する重度心身障害者にあって、65歳に達する日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にあり、その旨の町長の認定を受けた場合は、この限りでない。
 - (5) 他の都道府県又は市区町村が実施する制度により子ども、重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する医療費の支給を現に受けている者
- (医療費助成金)

第4条 町長は、対象者に係る医療の一部負担金に医療保険各法の規定による食事療養又は生活療養に係る標準負担額の2分の1に相当する額を加えた額_____を、対象者に助成金として支給するものとする。ただし、対象者の責(税の未申告等)により過分の自己負担があるときは、その額は助成金の対象としない。

を受けている者

- (2) 児童福祉法第6条の3に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者
 - (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者
 - (4) 重度心身障害者になった年齢が65歳以上の者。ただし、前条第1項第4号又は第5号に規定する重度心身障害者にあって、65歳に達する日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にあり、その旨の町長の認定を受けた場合は、この限りでない。
 - (5) 他の都道府県又は市区町村が実施する制度により子ども、重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する医療費の支給を現に受けている者
- (医療費助成金)

第4条 町長は、対象者に係る医療の一部負担金に医療保険各法の規定による食事療養又は生活療養に係る標準負担額の2分の1に相当する額を加えた額(次の各号に掲げるものを除く。)を、対象者に助成金として支給するものとする。ただし、対象者の責(税の未申告等)により過分の自己負担があるときは、その額は助成金の対象としない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの医療の一部負担金に医療保険各法の規定による食事療養又は生活療養に係る標準負担額の2分の1に相当する額を加えた額は、支給しない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、対象者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。以下この項において「政令」という。)第7条に規定する額を超えた場合は、その年の10月から翌年9月までの医療費助成金の支給は行わない。この場合において、当該所得の範囲は政令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法は政令第5条の例によるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則で定めるところによる。
第5条から第13条まで 略

- (1) 第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金に医療保険各法の規定による食事療養又は生活療養に係る標準負担額の2分の1に相当する額を加えた額
- (2) 第2条第2項第6号に規定する重度心身障害者に係る精神通院医療費以外の一部負担金

- 2 前項の規定にかかわらず、対象者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。以下この項において「政令」という。)第7条に規定する額を超えた場合は、その年の10月から翌年9月までの医療費助成金の支給は行わない。この場合において、当該所得の範囲は政令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法は政令第5条の例によるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則で定めるところによる。
第5条から第13条まで 略

第53号議案

伊奈町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

伊奈町子ども医療費支給に関する条例（昭和48年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「の対象となっている子ども」を「を現に受けている子ども」に改める。

第4条中「第3条」を「前条」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

令和7年9月2日提出

伊奈町長 大島 清

提 案 理 由

伊奈町重度心身障害者医療費支給条例（昭和57年条例第17号）の一部を改正することに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

第53号議案 参考資料

伊奈町子ども医療費支給に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条及び第2条 略 (支給対象者)</p> <p>第3条 この条例に定める子どもの医療費の一部負担金（以下「子ども医療費」という。）の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、伊奈町の区域内に住所を有し、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者である子ども（以下「対象となる子ども」という。）の保護者とする。ただし、次の各号に該当する子どもは除く。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている子ども(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている子ども(3) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又はその他の法令による措置により施設等に入所し、当該法令に基づき、支給対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは医療保険各法（国民健康保険法を除く。）による被保	<p>第1条及び第2条 略 (支給対象者)</p> <p>第3条 この条例に定める子どもの医療費の一部負担金（以下「子ども医療費」という。）の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、伊奈町の区域内に住所を有し、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者である子ども（以下「対象となる子ども」という。）の保護者とする。ただし、次の各号に該当する子どもは除く。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている子ども(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている子ども(3) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又はその他の法令による措置により施設等に入所し、当該法令に基づき、支給対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは医療保険各法（国民健康保険法を除く。）による被保

険者その他これに準ずる者が負担すべき額の全額を、国又は地方公共団体に負担される状態となった子ども

(4) 伊奈町重度心身障害者医療費支給条例（昭和57年条例第17号）による医療費の支給の対象となっている子ども

(5) 伊奈町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第24号）による医療費の支給を受けることができる子ども

(6) 他の都道府県又は市町村が実施する制度により子ども、重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する医療費の支給を現に受けている子ども

第4条から第10条まで 略

険者その他これに準ずる者が負担すべき額の全額を、国又は地方公共団体に負担される状態となった子ども

(4) 伊奈町重度心身障害者医療費支給条例（昭和57年条例第17号）による医療費の支給を現に受けている子ども

(5) 伊奈町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第24号）による医療費の支給を受けることができる子ども

(6) 他の都道府県又は市町村が実施する制度により子ども、重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する医療費の支給を現に受けている子ども

第4条から第10条まで 略

第54号議案

伊奈町水道事業給水条例及び伊奈町下水道条例の一部を改正する条例

(伊奈町水道事業給水条例の一部改正)

第1条 伊奈町水道事業給水条例（平成10年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者又は他の水道事業者が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第8条第2項中「、指定給水装置工事事業者が」を削り、「場合」を「者」に改める。

(伊奈町下水道条例の一部改正)

第2条 伊奈町下水道条例（平成2年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条中「以下」の次に「この条及び第39条において」を加え、同条ただし書中「町において工事を実施するときは」を「当該工事が次の各号に該当する場合は」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 国又は地方公共団体において実施する工事
- (2) 当該排水設備等の形状等を勘案し、下水道指定工事店以外の者が行うことが適当なものとして管理者が認める工事
- (3) 法第25条の17又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第18条の規定に基づき日本下水道事業団が行う雨水貯留浸透施設の設置の工事
- (4) 災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、当該指定を受けた者が行う工事

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年9月2日提出

伊奈町長 大島 清

提 案 理 由

災害その他非常の場合において、水道施設等の復旧工事の確実な実施を図るため、本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

第54号議案 参考資料

伊奈町水道事業給水条例 新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後
第1条から第7条まで 略 (工事の施行) 第8条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2 第1項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。	第1条から第7条まで 略 (工事の施行) 第8条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2 第1項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者又は他の水道事業者が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u>
2 前項の規定により、 <u>指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は</u> 、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。	2 前項の規定により <u>給水装置工事を施行する者</u> は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。
3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。	3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。
第9条から第48条まで 略	第9条から第48条まで 略

伊奈町下水道条例 新旧対照表（第2条関係）

改正前	改正後
<p>第1条から第9条まで 略 (排水設備等の工事の実施)</p> <p>第10条 排水設備等の新設等の工事（管理者が定める軽微な工事を除く。）は、管理者が定めるところにより管理者が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した者（以下_____「下水道指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。ただし、<u>町において工事を実施するときは</u>、この限りでない。</p>	<p>第1条から第9条まで 略 (排水設備等の工事の実施)</p> <p>第10条 排水設備等の新設等の工事（管理者が定める軽微な工事を除く。）は、管理者が定めるところにより管理者が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した者（以下<u>この条及び第39条において</u>「下水道指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。ただし、<u>当該工事が次の各号に該当する場合は</u>、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>国又は地方公共団体において実施する工事</u> (2) <u>当該排水設備等の形状等を勘案し、下水道指定工事店以外の者が行うことが適当なものとして管理者が認める工事</u> (3) <u>法第25条の17又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第18条の規定に基づき日本下水道事業団が行う雨水貯留浸透施設の設置の工事</u> (4) <u>災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、当該指定を受けた者が行う工事</u>
第11条から第42条まで 略	第11条から第42条まで 略